

宿泊約款

ご宿泊の際は、下記宿泊約款をすべて一読の上、ご利用ください。

〔適用範囲〕

第1条

第1項

鴨川市小湊さとうみ学校（以下「さとうみ学校」という）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

第2項

さとうみ学校が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

〔宿泊契約の申込み〕

第2条

第1項

さとうみ学校に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (4) その他当施設が必要と認める事項

第2項

宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、さとうみ学校は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

〔宿泊契約の成立等〕

第3条

第1項

宿泊契約は、さとうみ学校が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ます。ただし、さとうみ学校が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第2項

前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の宿泊に係る利用料金と施設利用に係る利用料金をさとうみ学校が指定する日までに、申込金としてお支払いいただきます。

第3項

申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊に係る利用料金と施設利用に係る利用料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、

違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。

第 4 項

第 2 項の申込金を同項の規定によりさとうみ学校が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、さとうみ学校がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

〔申込金の支払いを要しないこととする特約〕

第 4 条

第 1 項

前条第 2 項の規定にかかわらず、さとうみ学校は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

第 2 項

宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、さとうみ学校が前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

〔宿泊契約締結の拒否〕

第 5 条

第 1 項

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき
- (3) 団体を構成する者の数が8名に満たないとき
- (4) 団体を構成する者が親族のみのとき
- (5) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (6) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められたとき

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

- (7) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
- (8) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (9) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき

- (11) 千葉県旅館業法施工条例第 15 条の規定する場合に該当するとき

〔宿泊客の契約解除権〕

第 6 条

第 1 項

宿泊客は、さとうみ学校に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

第 2 項

さとうみ学校は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第 3 条第 2 項の規定によりさとうみ学校が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であつて、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、さとうみ学校が第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、さとうみ学校が宿泊客に告知したときに限ります。また、事前に申込金をお支払いされた場合、宿泊に係る利用料金と施設利用に係る利用料金を還付することができる場合がある。

第 3 項

さとうみ学校は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 5 時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

〔当施設の契約解除権〕

第7条

第1項

さとうみ学校は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
- (7) 千葉県旅館業法施工条例第15条の規定する場合に該当するとき
- (8) さとうみ学校が定める利用規則の禁止事項に従わないとき

〔宿泊の登録〕

第8条

第1項

宿泊客は、宿泊日当日、さとうみ学校のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他さとうみ学校が必要と認める事項

第2項

宿泊客が第12条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

〔客室の使用時間〕

第9条

第1項

宿泊客がさとうみ学校の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

第2項

さとうみ学校は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には当施設で定めた追加料金を申し受けます。

〔利用規則の遵守〕

第10条

第1項

宿泊客は、さとうみ学校内においては、当施設が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

〔営業時間〕

第11条

第1項

さとうみ学校の主な施設等の詳しい営業時間は、客室内のご案内等のご案内いたします。

〔料金の支払い〕

第12条

第1項

宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

第2項

前項の宿泊料金等の支払いは、基本的に事前振り込みとします。滞在時に追加料金等が発生した場合は、通貨又はさとうみ学校が認めた電子マネー等、これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又はさとうみ学校が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

第3項

さとうみ学校が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊に係る利用料金は申し受けます。

〔当施設の責任〕

第13条

第1項

さとうみ学校は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それがさとうみ学校の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第2項

さとうみ学校は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

〔契約した客室の提供ができないときの取扱い〕

第14条

第1項

さとうみ学校は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

第2項

さとうみ学校は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、さとうみ学校の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

〔寄託物等の取扱い〕

第15条

第1項

宿泊客がフロントに預けた物品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、さとうみ学校はその損害を賠償します。

第2項

現金及び貴重品については、フロントでのお預かりはできかねます。ご宿泊客各自の責任で管理をお願いいたします。万が一、紛失・盗難等の被害に遭われましたも、さとうみ学校は一切の責任を負いかねます。

〔宿泊客の手荷物又は携帯品の保管〕

第16条

第1項

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立ってさとうみ学校に到着した場合は、その到着前にさとうみ学校が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

第2項

宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品がさとうみ学校に置き忘れられていた場合において、所有者が判明したときは、さとうみ学校は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の支持がない場合又は所有者が判明しないときは、物品により一定期間保管し、その後法令に基づき処分します。なお、食品に関しましては、即日破棄する場合がございます。ただし、現金・貴重品については所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

第3項

前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についてのさとうみ学校の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

〔駐車の責任〕

第17条

第1項

宿泊客がさとうみ学校の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、さとうみ学校は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、さとうみ学校の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

〔宿泊客の責任〕

第 18 条

第 1 項

宿泊客の故意又は過失によりさとうみ学校が損害を被ったときは、当該宿泊客はさとうみ学校に対し、その損害を賠償していただきます。

※別表第 1 宿泊料金等の内訳（第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項及び第 12 条第 1 項関係）

区 分		内 容
宿泊者が支払うべき総額	宿泊料金	① 宿泊に係る利用料金
	追加料金	② 施設利用に係る利用料金（交流棟・体育館・フットサルコート） ③ その他
	税金	④ 消費税

※別表第2 違約金(第6条第2項関係)

	当 日	前 日	7 日 前	30 日 前	60 日 前
違約金比率	100%	50%	30%	20%	0%

(注) 1. %は宿泊に係る利用料金と施設利用に係る利用料金に対する違約金の比率です。

(注) 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受いたします。